

## 特別警報、気象警報が発せられた場合の授業について

- 1 名古屋市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市または豊田市(西部)のいずれかの市において、特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)または気象警報(暴風、暴風雪)が発令されている場合、授業を行わない。
- 2 1に該当する特別警報または気象警報が下記の時刻に解除された場合には授業を行う。
  - (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常の時間割どおり第1時限から授業を開始する。
  - (2) 午前10時までに警報が解除された場合は、平常の時間割により第3時限から授業を開始する。
- 3 警報解除後においても被害甚大の場合には、授業を行わないことがある。
- 4 キャンパスの所在地において、避難勧告、避難指示が発令された場合、そのキャンパスの実施する授業は行わない。